○厚生労働省告示第十六号

救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）第二十一条第三号の規定に基づき、救急救命士法施行規則第二十一条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤（平成十七年厚生労働省告示第六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年一月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

本則中「エピネフリン」を「救急救命士法施行規則第二十一条第三号の厚生労働大臣の指定する薬剤のうち、心肺機能停止状態の患者に対する救急救命処置に係るものは、エピネフリンとする。」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2　救急救命士法施行規則第二十一条第三号の厚生労働大臣の指定する薬剤のうち、心肺機能停止状態でない患者に対する救急救命処置に係るものは、ブドウ糖溶液とする。

○厚生労働省告示第十七号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）附則第六条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率を次のように定める。

平成二十六年一月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率

平成二十六年度に適用されるべき平成二十二年度以降経過措置基準率は、同年度における最高都道府県単位保険料率から同年度における平均保険料率を控除した率に二・五を乗じて得た率を十で除して得た率とする。

○厚生労働省告示第十八号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）附則第七条第一項第一号ロの規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第七条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率を次のように定める。

平成二十六年一月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第七条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率

平成二十六年度に適用されるべき平成二十二年度以降調整基礎率は、同年度における最高第一号都道府県単位保険料率から同年度における第一号平均保険料率を控除した率に二・五を乗じて得た率を十で除して得た率とする。

○厚生労働省告示第十九号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百三十五条の二第二項第四号の規定に基づき、健康保険法施行規則第百三十五条の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（平成二十二年厚生労働省告示第三十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年一月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

第一項及び第二項を次のように改める。

健康保険法施行規則第百三十五条の二第二項第四号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる額とする。

一　イに掲げる額から、ロに掲げる額からハに掲げる額を控除した額をハに掲げる数からニに掲げる数を控除した数で除して得た額にニに掲げる数を乗じて得た額を控除した額が健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十五条の二第二号に掲げる額の千分の〇・一に相当する額を超える場合における当該超える額（この額に五百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とし、五百円以上千円未満の端数が生じたときは、これを千円に切り上げた額）

イ　当該支部被保険者及びその被扶養者である平成四年四月三十日環保業第二百二十七号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費又は研究治療費若しくは平成十七年五月二十四日環保企発第〇五〇五二四〇〇一号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給対象者（以下「対象者」という。）に係る療養の給付等に要する費用の見込額から当該見込額のうち健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）の規定により支払うべき一部負担金に相当する額及び法第百五十三条第一項の規定による国庫補助の額の合算額の見込額を控除した額

ロ　当該支部被保険者及びその被扶養者である対象者が属する年齢階級と同じ年齢階級に属する当該支部被保険者及びその被扶養者に係る療養の給付等に要する費用の見込額から当該見込額のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額及び法第百三十五条第一項の規定による国庫補助の額の合算額の見込額を控除した額

ハ　当該支部被保険者及びその被扶養者である対象者が属する年齢階級と同じ年齢階級に属する当該支部被保険者及びその被扶養者の見込数

ニ　当該支部被保険者及びその被扶養者である対象者の見込数

二　宮城県支部及び福島県支部にあっては、当該支部被保険者及びその被扶養者に係る保険給付として、それぞれ二十四億五千九百五十万四千円及び二十一億二千六百八十六万八千円

○厚生労働省告示第二十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十六条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十二条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十五条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二条第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める現物給与の価額（平成二十四年厚生労働省告示第三十六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年一月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

第一号の表青森県、茨城県、群馬県、香川県及び大分県の項中「十七、一〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「五七〇円」を「五八〇円」に、「一四〇円」を「一五〇円」に改め、同表岩手県の項中「十六、八〇〇円」を「一七、一〇〇円」に、「五六〇円」を「五七〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に改め、同表栃木県、新潟県、長崎県及び沖縄県の項中「十七、四〇〇円」を「一七、七〇〇円」に、「五八〇円」を「五九〇円」に、「二〇〇円」を「二一〇円」に改め、同表埼玉県、山梨県及び静岡県の項中「十七、七〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「五九〇円」を「六〇〇円」に、「二三〇円」を「二四〇円」に改め、同表東京都の項中「十八、九〇〇円」を「一九、二〇〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、「二五〇円」を「二六〇円」に改め、同表神奈川県及び福井県の項中「一八、三〇〇円」を「一八、六〇〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に、「二一〇円」を「二二〇円」に改め、同表大阪府、奈良県及び和歌山県の項中「十八、〇〇〇円」を「一八、三〇〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「二四〇円」を「二五〇円」に改める。

○経済産業省告示第二十一号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき、次のように同法第十二条第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十六条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十六年一月三十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録の区分	国内登録検査機関
ライター	一般財団法人日本燃焼機器検査協会 神奈川県鎌倉市大船一七五一番地

（参考）

一般財団法人日本燃焼機器検査協会の事業所及び所在地は、次のとおりである。

一般財団法人日本燃焼機器検査協会（神奈川県鎌倉市大船一七五一番地）